

議案第10号

鳥取県児童福祉施設に関する条例及び鳥取県認定こども園に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県児童福祉施設に関する条例及び鳥取県認定こども園に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成27年6月5日

鳥取県知事 平井伸治

鳥取県児童福祉施設に関する条例及び鳥取県認定こども園に関する条例の一部を改正する条例

(鳥取県児童福祉施設に関する条例の一部改正)

第1条 鳥取県児童福祉施設に関する条例（平成24年鳥取県条例第79号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 略 (経過措置)</p> <p>2 乳児4人以上が入所する保育所に対する別表第4職員の配置の項第2号の規定の適用については、当該保育所に勤務する保健師、<u>看護師又は准看護師</u>のうち1人を保育士とみなすことができる。</p> <p>3・4 略</p> <p>別表第4（第10条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>職員の配置</td><td> 1～3 略 4 乳児が入所している場合は、保健師、<u>看護師</u>又は准看護師を置くよう努めること。 5 略 </td></tr> <tr> <td>略</td><td></td></tr> </tbody> </table>	項目	基準	職員の配置	1～3 略 4 乳児が入所している場合は、保健師、 <u>看護師</u> 又は准看護師を置くよう努めること。 5 略	略		<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 略 (経過措置)</p> <p>2 乳児4人以上が入所する保育所に対する別表第4職員の配置の項第2号の規定の適用については、当該保育所に勤務する保健師<u>又は看護師</u>のうち1人を保育士とみなすことができる。</p> <p>3・4 略</p> <p>別表第4（第10条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>職員の配置</td><td> 1～3 略 4 乳児が入所している場合は、保健師<u>又は看護師</u>を置くよう努めること。 5 略 </td></tr> <tr> <td>略</td><td></td></tr> </tbody> </table>	項目	基準	職員の配置	1～3 略 4 乳児が入所している場合は、保健師 <u>又は看護師</u> を置くよう努めること。 5 略	略	
項目	基準												
職員の配置	1～3 略 4 乳児が入所している場合は、保健師、 <u>看護師</u> 又は准看護師を置くよう努めること。 5 略												
略													
項目	基準												
職員の配置	1～3 略 4 乳児が入所している場合は、保健師 <u>又は看護師</u> を置くよう努めること。 5 略												
略													

(鳥取県認定こども園に関する条例の一部改正)

第2条 鳥取県認定こども園に関する条例（平成26年鳥取県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第1（第3条関係）		別表第1（第3条関係）	
項目	要件	項目	要件
略		略	
職員配置	1 略 2 満1歳未満の子どもが入所する場合は、保健師、 <u>看護師又は准看護師</u> を置くよう努めること。 3～7 略	職員配置 1 略 2 満1歳未満の子どもが入所する場合は、保健師又は <u>看護師</u> を置くよう努めること。 3～7 略	
略		略	
別表第2（第4条関係）		別表第2（第4条関係）	
項目	基準	項目	基準
略		略	

職員配置	1 略 2 満1歳未満の子どもが入所する場合は、保健師、 <u>看護師又は准看護師</u> を置くよう努めること。 3～5 略	職員配置	1 略 2 満1歳未満の子どもが入所する場合は、保健師 <u>又は看護師</u> を置くよう努めること。 3～5 略
	略		略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。